資料３　別　紙

令和８年６月３０日

（名称）福岡県交通対策協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
福岡県では、都市部においては鉄道、地下鉄、モノレール等の公共交通機関が整備されているものの、県内全域をカバーする最も身近な公共交通機関としては、バスが代表的な生活交通手段となっている。 しかし、近年の人口減少や過疎化の進行など、路線バスの経営は厳しい環境にさらされ、県内における乗合バス輸送実績は昭和44年代をピークに減少を続けており、令和６年度末時点でピーク時の半数にも満たない206,511千人に留まっている。 最近では、路線バス運転手の担い手不足も顕在化し、一段と路線バス事業者の経営環境は厳しさを増している。不採算路線の廃止、減便など公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下による、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活への甚大な影響は、県民の方々にとって切実な問題である。 このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民が生活する上で必要な幹線バス路線を確保・維持していくため、福岡県地域公共交通計画において、複数市町村にまたがり、一定の輸送量を有する「地域間幹線系統」を定めるものである。 加えて、その幹線に繋がるフィーダー系統の利便性が向上し、存続されることで地域内の移動も確保されることも目的とする。
２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
別紙「２．定量的な目標・効果」、「９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
（２）事業の効果
別紙「２．定量的な目標・効果」、「９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別紙「２．定量的な目標・効果」、「９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」参照 運行事業者については、運行上の安全面と利用者への利便性等のサービス品質を考慮し、総合的に判断して、当該系統を運行する事業者とする。
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」参照
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

別　紙

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表３」参照
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表４」参照
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
別紙「２．定量的な目標・効果」、「９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
※該当なし
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
表７別紙を参照
12．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
表７別紙を参照
（２）事業の効果
表７別紙を参照
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６及び表７」参照
14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

別　紙

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和８年６月９日から令和８年６月１６日まで、令和８年度福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会合同会議（書面開催）において計画内容について協議
・令和８年６月２４日　福岡県バス対策協議会において計画について審議
※福岡県交通対策協議会設置要綱第８条により、福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、福岡県交通対策協議会の結果とすることができる。

19. 利用者等の意見の反映状況

福岡県バス対策協議会の委員に、特に考慮すべき利用者として免許を所有しない「学生」、「高齢者」の意見を集約する役割を担っている「福岡県公立高等学校ＰＴＡ連合会」及び「福岡県老人クラブ連合会」を加え、協議会の中で出された意見を計画に反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）福岡市博多区東公園７－７
（所　属）福岡県市町村・地域振興部
　　空港・交通政策局交通政策課
（氏　名）上谷恵・野本まりん
（電　話）０９２－６４３－３１６６
（e-mail）kousei@pref.fukuoka.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

R9年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
福岡県	堀川バス㈱	(1) 羽犬塚～ゆめタウン前・福島～黒木	6,520.0	
福岡県	堀川バス㈱	(2) 羽犬塚～蒲原・福島～黒木	4,442.5	
福岡県	堀川バス㈱	(3) 福島～鑓水・西鉄久留米～久留米駅	3,009.0	
福岡県	堀川バス㈱	(4) 福島～田ノ原～十篭車庫前	3,517.0	
福岡県	堀川バス㈱	(5) 瀬高駅前～西鉄柳川～亀の井ホテル柳川	5,535.0	
	小計		23,023	
福岡県	昭和自動車㈱	(1) 芥屋線（前原駅北口～前原駅前・加布里～芥屋）	5,260.5	
福岡県	昭和自動車㈱	(2) 船越線（前原駅北口～イオン糸島店～船越）	2,357.0	
福岡県	昭和自動車㈱	(3) 野北線（前原駅北口～イオン糸島店・野北～西の浦）	5,546.0	
福岡県	昭和自動車㈱	(4) 九大線糸島（前原駅前北口～波多江～九大東ゲート）	3,934.5	
福岡県	昭和自動車㈱	(5) 九大線糸島（周船寺小学校～高田～九大東ゲート）	1,990.0	
	小計		19,088	
福岡県	西鉄バス佐賀㈱	(1) JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖	2,929.5	
福岡県	西鉄バス佐賀㈱	(2) 鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米	1,101.0	
	小計		4,030	
福岡県	西鉄バス佐賀㈱ 西鉄バス久留米㈱共同運行	(1) 佐賀第二合同庁舎～目達原・長門石～西鉄久留米	2,232.0	
福岡県	西鉄バス佐賀㈱ 西鉄バス久留米㈱共同運行	(2) 目達原～長門石～西鉄久留米	515.0	
	小計		2,747	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(1) 早津江～布橋～西鉄柳川	3,182.5	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(2) 大野島農協前～堤・恋木神社・筑後市立病院～羽犬塚駅西口	2,660.5	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(3) 大川橋～下林・大善寺～JR久留米	5,708.0	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(4) 今村天主堂～北野～西鉄久留米	2,797.0	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(5) 上原～草野駅前～JR久留米	5,125.5	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(6) 上原～草野駅前～西鉄久留米	3,195.0	
福岡県	西鉄バス久留米㈱	(7) 筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	3,734.5	
	小計		26,403	

福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(1) 小竹～天道線（新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地）	3,839.5	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(2) 直方～鞍手～遠賀線（直方～五反田・鞍手車庫～遠賀川駅）	5,890.5	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(3) 飯塚～大隈線（西鉄大隈～漆生～飯塚）	7,058.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(4) 碓井線（西鉄大隈～桂川駅～飯塚）	2,867.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(5) 上山田線（山野社宅～上三緒～飯塚）	2,127.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(6) 上山田線（上山田～上三緒～飯塚）	4,294.5	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(7) 飯塚市内線（赤坂橋～有井～飯塚）	1,387.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(8) 飯塚市内線（明治抗～飯塚～明星寺団地）	4,262.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(9) 直方～黒崎線（直方～引野口～黒崎）	7,513.0	
福岡県	西鉄バス筑豊㈱	(10) 飯塚市内線（飯塚オートレース～明星寺団地）	3,929.0	
	小計		43,167	
福岡県	西日本鉄道㈱	(1)【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口	4,751.5	
福岡県	西日本鉄道㈱	(2)【宇美～太宰府線】太宰府市役所前～JR宇美駅～宇美営業所	5,519.0	
福岡県	西日本鉄道㈱	(3)【南ヶ丘線】西鉄二日市～平田	1,413.0	
福岡県	西日本鉄道㈱	(4)【つつじヶ丘線】南山手団地～下大利駅～南山手団地	11,397.0	
福岡県	西日本鉄道㈱	(5)【二日市線】太宰府～吉木入口～西鉄二日市	7,126.5	
福岡県	西日本鉄道㈱	(6)【二日市線】原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市	6,975.5	
福岡県	西日本鉄道㈱	(7)【玄海～東郷線】（東郷駅～大王寺ループ～東郷駅）	5,760.0	1
福岡県	西日本鉄道㈱	(8)【甘木幹線】杷木～朝倉街道	1,337.5	
福岡県	西日本鉄道㈱	(9)【甘木幹線】杷木～原鶴温泉～JR二日市	817.5	
	小計		45,097	
福岡県	西鉄バス大牟田㈱	(1) 西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	0.0	
福岡県	西鉄バス大牟田㈱	(2) 西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	5,432.0	
福岡県	西鉄バス大牟田㈱	(3) 荒尾駅前～右京町～久福木団地	2,806.5	
福岡県	西鉄バス大牟田㈱	(4) 荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	2,264.0	
	小計		10,502	
福岡県	西鉄バス北九州㈱	(1) 中間線（香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間）	2,241.5	
福岡県	西鉄バス北九州㈱	(2) 行橋～下曽根線（行橋営業所～九州労災病院）	5,415.0	
	小計		7,656	

福岡県	JR九州バス㈱	(1) 山の神～久山～博多	7,707.5	
福岡県	JR九州バス㈱	(2) 直方～鞍手高校前～博多	21,324.5	
福岡県	JR九州バス㈱	(3) 直方～鞍手高校前～福丸	6,915.0	
福岡県	JR九州バス㈱	(4) 添田駅～日田駅	7,159.5	
	小計		43,106	
福岡県	㈱甘木観光バス	(1) 田主丸線（医師会経由）	6,933.0	
	小計		6,933	
福岡県	新宮タクシー㈱	(1) 山らいず線	7,699.5	
	新宮タクシー㈱	(2) 相らんど線第1ルート	3,041.0	
	新宮タクシー㈱	(3) 相らんど線第2ルート	3,855.5	
	小計		14,596	
福岡県	㈱筑豊観光	(1) 宮若・宗像線	0.0	
	小計		0	
福岡県	MGタクシー㈱	(1) みやわか線（宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅）	1,330.5	
	小計		1,330	
福岡県	久留米西鉄タクシー㈱	(1) 西牟田線	1,964.5	
	小計		1,964	
福岡県	みなとタクシー㈱	(1) 玄海線BRT　G01系統	2,944.0	1
	みなとタクシー㈱	(2) 玄海線BRT　G02系統	547.5	1
	小計		3,491	
福岡県	㈲ジョイックス交通	(1) 江見線	6,794.0	
	小計		6,794	
合　　計			259,927	

国庫補助額を算出するための根拠となる費用等について、補助対象年度以降は、補助対象期間の計画と同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみである。

4.（表2） 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	久留米西鉄タクシー株式会社

R9

1. 申請事業者の概要

R7

補助対象期間の前々年度(基準期間[※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	910千円	営業外収益	146千円	経常収益(イ)	1,056千円
	営業費用	6,719千円	営業外費用	23千円	経常費用(ロ)	6,742千円
	営業損益	△ 5,809千円	営業外損益	123千円	経常損益	△ 5,686千円
					経常収支率	15.66 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	27,951.8 km					

R6

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	957千円	営業外収益	167千円	経常収益(イ')	1,124千円
	営業費用	6,301千円	営業外費用	11千円	経常費用(ロ')	6,312千円
	営業損益	△ 5,344千円	営業外損益	156千円	経常損益	△ 5,188千円
					経常収支率	17.80 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	27,746.8 km					

R5

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,051千円	営業外収益	79千円	経常収益(イ")	1,130千円
	営業費用	5,203千円	営業外費用	56千円	経常費用(ロ")	5,259千円
	営業損益	△ 4,152千円	営業外損益	23千円	経常損益	△ 4,129千円
					経常収支率	21.48 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	28,073.2 km					

2026.9.4修正
・久留米西タクの路線定期の運行実績に修正
・「交渉空白」採択のため、対象期間を2月～に変更
・経常収益は補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額を使用

（補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ=c
北九州	187円.33銭	227円.48銭	241円.20銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3= ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ ＝ ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北九州	218円.67銭	475円.26銭	218円.67銭		37円.77銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合フ	改定率コ
北九州		基準期間の 当 年度	1	
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

久留米西鉄タクシー株式会社　R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数 （ ） ①=カ×ロ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域における キロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域における キロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 （チ－リ＋ヌ＋ル）÷チ=ヲ
北九州	1		本山～荒木駅前・西鉄大善寺駅～羽犬塚駅東口	本山	荒木駅前・西鉄大善寺駅	羽犬塚駅東口	242日	1,452.0回 (6.0回)	4.3	25.8人	往16.5km 復16.5km	(平均) 16.5km		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)	%	% 100.000
合計			1系統								往16.5km 復16.5km	(平均)		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)		

久留米西鉄タクシー株式会社　R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チ－(リ＋ヌ)）÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノとノ"のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2(注)4 の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の逓減改定による増収分 ｷ×ｺ÷(1+ｺ) ×ﾌ=ﾀ	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用後のキロ当たり経常収益 ノ－ﾀ=ノ'	3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ"	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	基準期間の前年度 実車走行キロ マ'	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f	補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経費から経常収益を控除した額 カ－ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	欠又はレのうちいずれか少ない ほうの額 ソ
北九州	1		100.000%	47,916.0km	10,477,791円	120円.26銭			120円.26銭	5,762,785円	47,916.0km	120円.26銭	5,762,785円	47,916.0km	120円.26銭	5,762,785円	47,916.0 km	120円.26銭	5,762,785円	4,715,006円	4,715,005円	4,715,005円
合計				47,916.0km	10,477,791円					5,762,785円	47,916円		5,762,785円	47,916円		5,762,785円	47,916円		5,762,785円	4,715,006円	4,715,005円	4,715,005円

久留米西鉄タクシー株式会社　R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／1(計画運	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
北九州	1		4,715,005円	4,715,005円	3,929,170円	3,929 千円	1,964.5千円	4,715,006円	2,750,506円	1,964,500円	71.4%					786,006円	28.6%	
合計			4,715,005円	4,715,005円	3,929,170円	3,929 千円	1,964千円	4,715,006円	2,750,506円	1,964,000円	71.4%					786,506円	28.6%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

7.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「2／3」、「前年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正前附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域における キロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域における キロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統における キロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和O年度、令和O年度については、令和O年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

4.（表2） 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	みなとタクシー株式会社

R9

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間[※])の損益状況	乗合バス事業					R7
	営業収益	25,207千円	営業外収益	0	経常収益(イ)	25,207千円
	営業費用	19,060千円	営業外費用	0	経常費用(ロ)	19,060千円
	営業損益	6,147千円	営業外損益		経常損益	6,147千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	153,212.0 km				経常収支率	132.25 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					R6
	営業収益	22,994千円	営業外収益	0	経常収益(イ')	22,994千円
	営業費用	18,218千円	営業外費用	0	経常費用(ロ')	18,218千円
	営業損益	4,776千円	営業外損益		経常損益	4,776千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	154,689.0 km				経常収支率	126.21 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					R5
	営業収益	22,629千円	営業外収益	0	経常収益(イ")	22,629千円
	営業費用	15,854千円	営業外費用	0	経常費用(ロ")	15,854千円
	営業損益	6,775千円	営業外損益		経常損益	6,775千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	152,940.0 km				経常収支率	142.73 %

（補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ'÷ハ"＝ヨ	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝タ	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝レ
北九州	103円66銭	117円77銭	124円40銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3= ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ ＝ ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北九州	115円27銭	442円01銭	115円27銭		164円52銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用割合フ	改定率コ
北九州		基準期間の 当 年度	1	
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

みなとタクシー株式会社 R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数 ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ
北九州	1	1	玄海線BRT G01系統	赤間駅北口	公園通り二丁目、鐘崎車庫、神湊波止場、宗像大社	東郷駅前	242日	1,696.5回 (7.0回)	2.3	16.1人	往33.5km	(平均) 33.4km	往33.5km	(平均) 33.4km	100.000%		(平均)		(平均)		(平均)	%	% 100.000
											復33.5km		復33.5km										
	2	1	玄海線BRT G02系統	鹿場・中町公民館	鐘崎車庫、公園通り二丁目、ひかりが丘	赤間駅北口	242日	647.0回 (2.6回)	1.2	3.1人	往16.3km	(平均) 16.3km	往16.3km	(平均) 16.3km	100.000%		(平均)		(平均)		(平均)	%	% 100.000
											復16.3km		復16.3km										
	3											(平均)		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)	%	%
	4											(平均)		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)	%	%
	5											(平均)		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)	%	%
合計			2系統								往49.8km	(平均) 2.0km	往49.8km	(平均)			(平均)		(平均)		(平均)		
											復49.8km		復49.8km										

みなとタクシー株式会社 R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ)÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の最小額 カ	「とン"のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 (イ×ヨ÷(1＋ヨ)×フ)＝ョ	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用がある場合 経常収益控除額「とン"のいずれか少ない額」h	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ－ル＝ノ"	3カ年平均 (d'+e'+f')/3＝ノ	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ"	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	基準期間の前年度 実車走行キロ マ'	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の最小額 ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9／20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
北九州	1	1	100.000%	113,529.7km	13,086,568円	58円.44銭			58円.44銭	58円.44銭		113,529.7km		6,635,411円	113,529.7km	58円.44銭	6,635,411円	113,529.7 km	58円.44銭	6,634,675円	5,888,955円	5,888,955円	
	2	1	100.000%	21,118.0km	2,434,271円	60円.69銭			60円.69銭	60円.69銭		21,118.0km		1,281,701円	21,118.0km	60円.69銭	1,281,701円	21,118.0 km	60円.69銭	1,281,651円	1,152,620円	1,095,421円	1,095,421円
	3					#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!														
	4					#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!														
	5					#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!														
合計				134,647.7km	15,520,839円							134,648円		7,917,112円	134,648円		7,917,112円	134,648円		7,916,326円	7,604,513円	6,984,376円	6,984,376円

みなとタクシー株式会社 R9

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×テ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
北九州	1	1	5,888,955円	5,888,955円	2,523,837円	5,888 千円	2,944.0千円	6,451,893円	3,507,893円	2,944,000円	83.9%					563,893円	16.1%	
	2	1	1,095,421円	1,095,421円		1,095 千円	547.5千円	1,152,620円	605,120円	547,500円	90.5%					57,620円	9.5%	
	3																	
	4																	
	5																	
合計			6,984,376円	6,984,376円	2,523,837円	6,983 千円	3,491千円	7,604,513円	4,113,013円	3,491,000円	84.9%					622,013円	15.1%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

7.「補助金交付要綱別表2（注）4．の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。

9.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

10.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

11.計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

12.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄及び「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

13.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

14.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

15.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

16.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

17.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

18.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

19.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ケ）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

20.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

21.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

22.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

23.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
　（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3．地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4．旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4．の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

4.（表2） 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	西鉄バス筑豊株式会社

R9

1. 申請事業者の概要

R7

補助対象期間の前々年度(基準期間[※])の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	328,348千円	営業外収益	10,630千円	経常収益(イ)	338,978千円
	営業費用	663,033千円	営業外費用	186千円	経常費用(ロ)	662,219千円
	営業損益	△ 334,745千円	営業外損益	10,444千円	経常損益	△ 324,331千円
					経常収支率	51.10 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	########## ######					

R6

基準期間の前々年度の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	334,838千円	営業外収益	21,771千円	経常収益(イ')	356,609千円
	営業費用	660,971千円	営業外費用	15千円	経常費用(ロ')	660,986千円
	営業損益	△ 326,133千円	営業外損益	21,756千円	経常損益	△ 304,377千円
					経常収支率	53.95 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	########## ######					

R5

基準期間の前々年度の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	338,285千円	営業外収益	16,294千円	経常収益(イ")	354,579千円
	営業費用	690,526千円	営業外費用	334千円	経常費用(ロ")	690,860千円
	営業損益	△ 352,241千円	営業外損益	15,960千円	経常損益	△ 336,281千円
					経常収支率	51.32 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	########## ######					

（補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間）における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度） ロ'÷ハ'=ホ	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度） ロ÷ハ=ヘ	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間） ホ÷ヘ=ト
北九州	300円16銭	312円98銭	330円54銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (チ+ヌ+リ)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用のこころのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ヤ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	314円56銭	475円26銭	314円56銭		168円53銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合フ	改定率コ
北九州		基準期間の 当 年度	1	
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス筑豊株式会社　R9

補助ブロック名	申請事業者番号	特例措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数（ ）	計画平均乗車密度 ①	計画補助度 ①×②＝エ	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入割合のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入割合のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入割合、同一補助ブロック都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ÷（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
			系統名	起点	主な経由地	終点				チ		オ	オ÷チ＝ケ	リ		ヌ		ル		ル÷チ	
北九州	1		小竹～天道線（新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地）	新飯塚駅	柳橋小竹上町	赤池工業団地	365日	4,227.0回（11.5回）	2.7	**31.1点**	往12.3km 復12.3km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	2		直方～飯手～添野線（直方～三反田・飯手車庫～添野川駅）	直方	五反田	添野川駅	365日	4,125.0回（11.3回）	2.4	**27.1点**	往22.8km 復22.8km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	3		飯塚～大隈線（西鉄大隈～添生～飯塚）	西鉄大隈	添生	飯塚	365日	6,709.5回（18.3回）	2.9	**69.8点**	往13.6km 復13.6km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	4		穂井線（西鉄大隈～桂川駅～飯塚）	西鉄大隈	桂川駅	飯塚	365日	2,190.0回（6.0回）	2.7	**16.2点**	往18.5km 復18.5km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	5		上山田線（山野社宅～上三緒～飯塚）	山野社宅	上三緒	飯塚	365日	3,278.0回（8.9回）	2.7	**24.0点**	往10.2km 復10.2km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	6		上山田線（上山田～上三緒～飯塚）	上山田	上三緒	飯塚	365日	2,679.0回（7.3回）	4.6	**33.6点**	往15.8km 復15.8km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	7		飯塚市内線（赤振橋～有井～飯塚）	赤振橋	有井	飯塚	365日	2,066.0回（5.6回）	4.2	**23.5点**	往8.7km 復8.7km	（平均） 8.7km		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	8		飯塚市内線（明治坑～飯塚～明星寺団地）	明治坑	飯塚	明星神団地	365日	2,982.0回（8.1回）	4.5	**36.4点**	往15.7km 復15.7km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	9		直方～嘉穂線（直方～引野口～嘉穂）	直方	引野口	嘉穂	365日	5,086.0回（13.9回）	4.5	**62.5点**	往16.1km 復16.1km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
	10		飯塚市内線（飯塚オートレース～明星寺団地）	飯塚オートレース	飯塚	明星寺団地	365日	3,526.0回（9.6回）	4.7	**45.1点**	往12.8km 復12.8km	（平均） ######		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	%	%
合計			10系統					######## ########				（平均）		（平均）		（平均）		（平均）		（平均）	

西鉄バス筑豊株式会社　R9

補助ブロック名	申請事業者番号	特例措置	補助ブロック外乗入割合及び同一補助ブロック都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外に係るキロ程の比率（チ－（リ＋ヌ）÷チ＝ヲ）	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益																補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助金交付要綱	タスはしのうちいずれか少ない方の額
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益（ヲ×ヤ÷ワ）×（1－キ÷ユ）×フォ	経常収益が少ない額ノ	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合のうち低い方の額ト	（ノ+ト）/2=ノ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝ケ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝ケ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝ケ	ノ×ワ以上の額：コ	カ－コ＝タ	カ÷ワ×20＝レ	ソ
北九州	1		100.000%	103,984.2km	32,709,269円	**134円35銭**			**134円35銭**	134円35銭	13,877,343円	103,689.0km	133円83銭	14,449,184円	103,652.1km	139円40銭	13,433,758円	103,467.6 km	129円83銭	13,970,277円	18,738,992円	14,719,171円	14,719,171円
	2		100.000%	188,100.0km	59,168,736円	**89円79銭**			**89円79銭**	89円75銭	16,950,764円	191,565.0km	89円35銭	17,200,435円	191,362.5km	89円88銭	13,643,653円	149,872.5 km	91円03銭	16,693,875円	42,474,861円	26,825,931円	26,825,931円
	3		100.000%	182,498.4km	57,406,696円	**134円80銭**			**134円80銭**	134円80銭	23,182,456円	181,281.1km	127円89銭	25,752,642円	181,038.0km	142円24銭	24,310,456円	181,009.4 km	134円30銭	24,900,784円	32,805,912円	25,833,013円	25,833,013円
	4		100.000%	81,030.0km	25,488,796円	**125円57銭**			**125円57銭**	125円57銭	8,980,668円	73,100.6km	121円85銭	9,508,516円	73,778.2km	128円87銭	9,299,922円	73,797.6 km	126円01銭	10,174,937円	15,313,859円	11,469,958円	11,469,958円
	5		100.000%	66,871.2km	21,035,004円	**148円79銭**			**148円79銭**	148円79銭	9,177.184円	62,526.6km	146円77銭	9,765,589円	62,515.8km	156円20銭	8,963,346円	62,505.6 km	143円40銭	9,949,765円	11,085,239円	9,465,751円	9,465,751円
	6		100.000%	84,656.4km	26,629,517円	**191円12銭**			**191円12銭**	191円12銭	21,102,154円	111,147.6km	188円83銭	21,419,080円	111,452.6km	192円16銭	21,460,127円	111,566.0 km	192円35銭	16,178,531円	10,449,988円	11,883,282円	10,449,988円
	7		100.000%	35,948.4km	11,307,828円	**209円55銭**			**209円55銭**	209円55銭	8,922,433円	35,939.7km	192円61銭	7,576,578円	35,939.7km	210円61銭	7,764,195円	35,931.0 km	216円08銭	7,423,344円	3,884,584円	5,088,567円	3,884,584円
	8		100.000%	93,634.8km	29,453,762円	**209円21銭**			**209円21銭**	209円21銭	23,315,741円	110,135.5km	211円70銭	23,273,008円	110,543.7km	210円53銭	21,165,753円	103,039.1 km	205円41銭	19,588,338円	9,864,426円	13,254,192円	9,864,426円
	9		100.000%	164,091.2km	51,618,527円	**209円49銭**			**209円49銭**	209円49銭	32,378,250円	163,168.8km	198円42銭	34,441,471円	162,528.0km	211円91銭	34,381,819円	162,532.0 km	215円33銭	34,211,374円	17,405,153円	23,227,437円	17,405,153円
	10		100.000%	90,265.8km	28,393,347円	**221円70銭**			**221円70銭**	221円70銭	17,355,796円	79,752.0km	217円62銭	18,142,456円	80,052.0km	226円63銭	19,732,128円	88,344.0 km	220円85銭	20,011,883円	8,382,064円	12,777,216円	8,382,064円
計				1,097,080.2km	345,210,732円						172,640,781円	1,113,550円		181,526,261円	1,112,830円		174,753,259円	1,013,120円		172,953,106円	170,405,276円	134,444,378円	138,100,037円

西鉄バス筑豊株式会社　R9

補助ブロック名	申請事業者番号	特例措置	うのうち補助ブロック外乗入割合、同一補助ブロック都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外に係るもの	うのうち補助ブロック外乗入割合及び同一補助ブロック都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	うの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			ソ×タ＝ツ	ソ×ヲ' ＝ネ	ツ×みなし運行回数／引計画運行回数＝ナ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ヲ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1		14,719,171円	14,719,171円	7,679.56千円	7,679 千円	3,839.5千円	18,738,992円	14,899,492円	3,839,500円	25.8%					11,059,992円	74.2%		
	2		26,825,931円	26,825,931円	11,781.35千円	11,781 千円	5,890.5千円	42,474,861円	36,584,361円	5,890,500円	16.1%					30,693,861円	83.9%		
	3		25,833,013円	25,833,013円	14,116.40千円	14,116 千円	7,058.0千円	32,805,912円	25,747,912円	7,058,000円	27.4%					18,689,912円	72.6%		
	4		11,469,958円	11,469,958円	5,734.97千円	5,734 千円	2,867.0千円	15,313,859円	12,446,859円	2,867,000円	23.0%					9,579,859円	77.0%		
	5		9,465,751円	9,465,751円	4,254.27千円	4,254 千円	2,127.0千円	11,085,239円	8,958,239円	2,127,000円	23.7%					6,831,239円	76.3%		
	6		10,449,988円	10,449,988円	8,569.03千円	8,569 千円	4,294.5千円	10,449,988円	6,155,488円	4,294,500円	69.8%					1,860,988円	30.2%		
	7		3,884,584円	3,884,584円	2,774.70千円	2,774 千円	1,387.0千円	3,884,584円	2,497,584円	1,387,000円	55.5%					1,110,584円	44.5%		
	8		9,864,426円	9,864,426円	8,524.81千円	8,524 千円	4,262.0千円	9,864,426円	5,602,426円	4,262,000円	76.1%					1,340,426円	23.9%		
	9		17,405,153円	17,405,153円	15,026.03千円	15,026 千円	7,513.0千円	17,405,153円	9,892,153円	7,513,000円	75.9%					2,379,153円	24.1%		
	10		8,382,064円	8,382,064円	7,858.18千円	7,858 千円	3,929.0千円	8,382,064円	4,453,064円	3,929,000円	88.2%					524,064円	11.8%		
合計			138,100,037円	138,100,037円	86,339.36千円	86,335 千円	43,167千円	170,405,276円	127,237,576円	43,167,000円	33.9%					84,070,576円	66.1%		

(1) 記載要領

1.集合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の収決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載する。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の集合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自財第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、運賃改称当該を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付については、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が「基準期間の当年度」の場合は「2／3」、「前年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。

10.「系統キロ程」の欄は、地域公共交通再編事業を実施する区域における「補助ブロック外乗入割合のキロ程」の欄と「都道府県外乗入割合のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入割合のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入割合のキロ程を記載すること。補助ブロックが異なる都道府県外乗入割合は「(リ)」に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり50人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入割合のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入割合のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入割合及び都道府県外乗入割合以外のキロ程の比率」の欄、「リのうち補助ブロック外乗入割合及び同一補助ブロック都道府県外乗入割合以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入割合、都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入割合及び都道府県外乗入割合及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画乗車密度キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についての記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「ノ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出すること。基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載すること。合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは増減の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例：「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業と同じ。土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

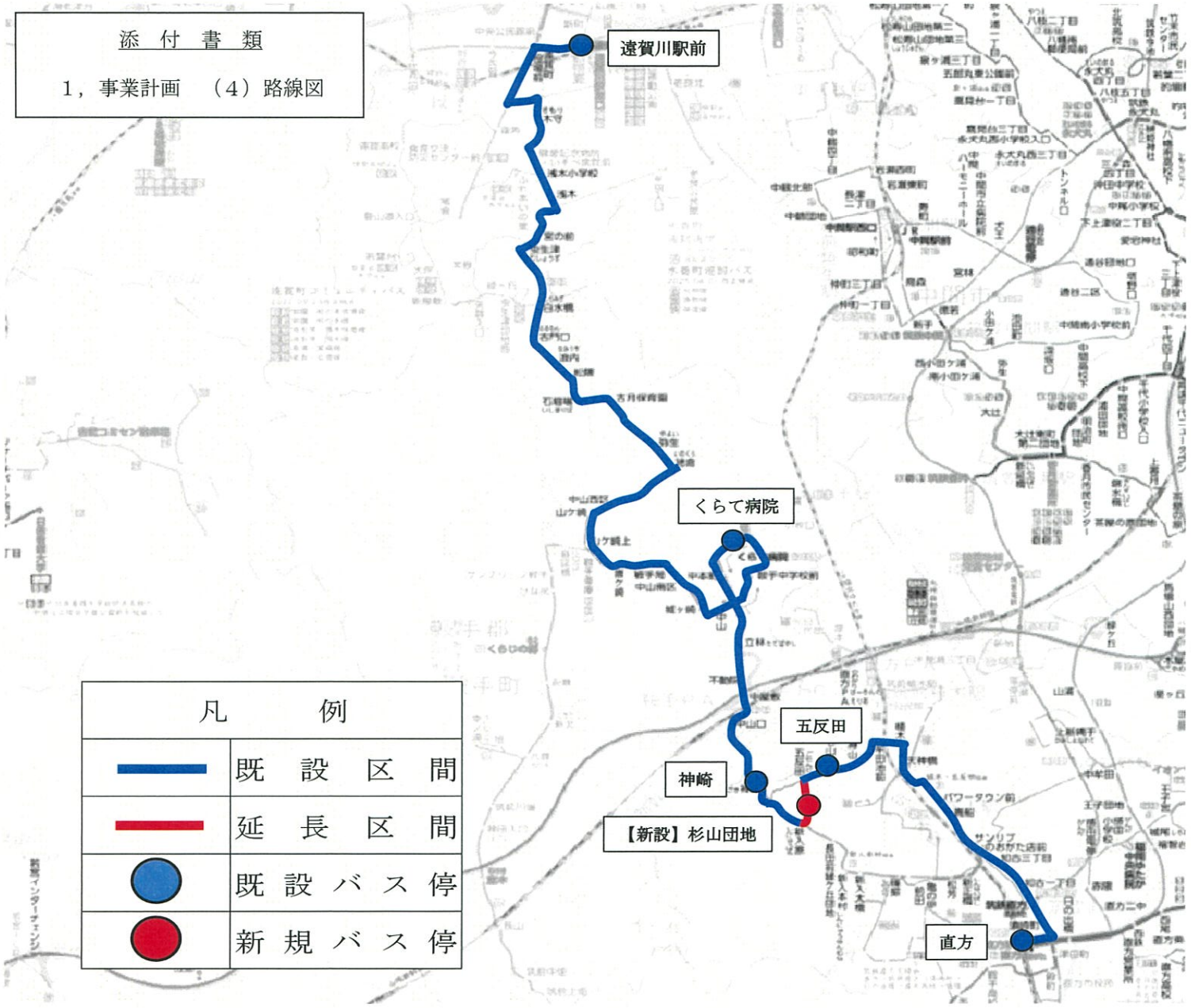
2.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－6の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3.地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4.旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

添　付　書　類

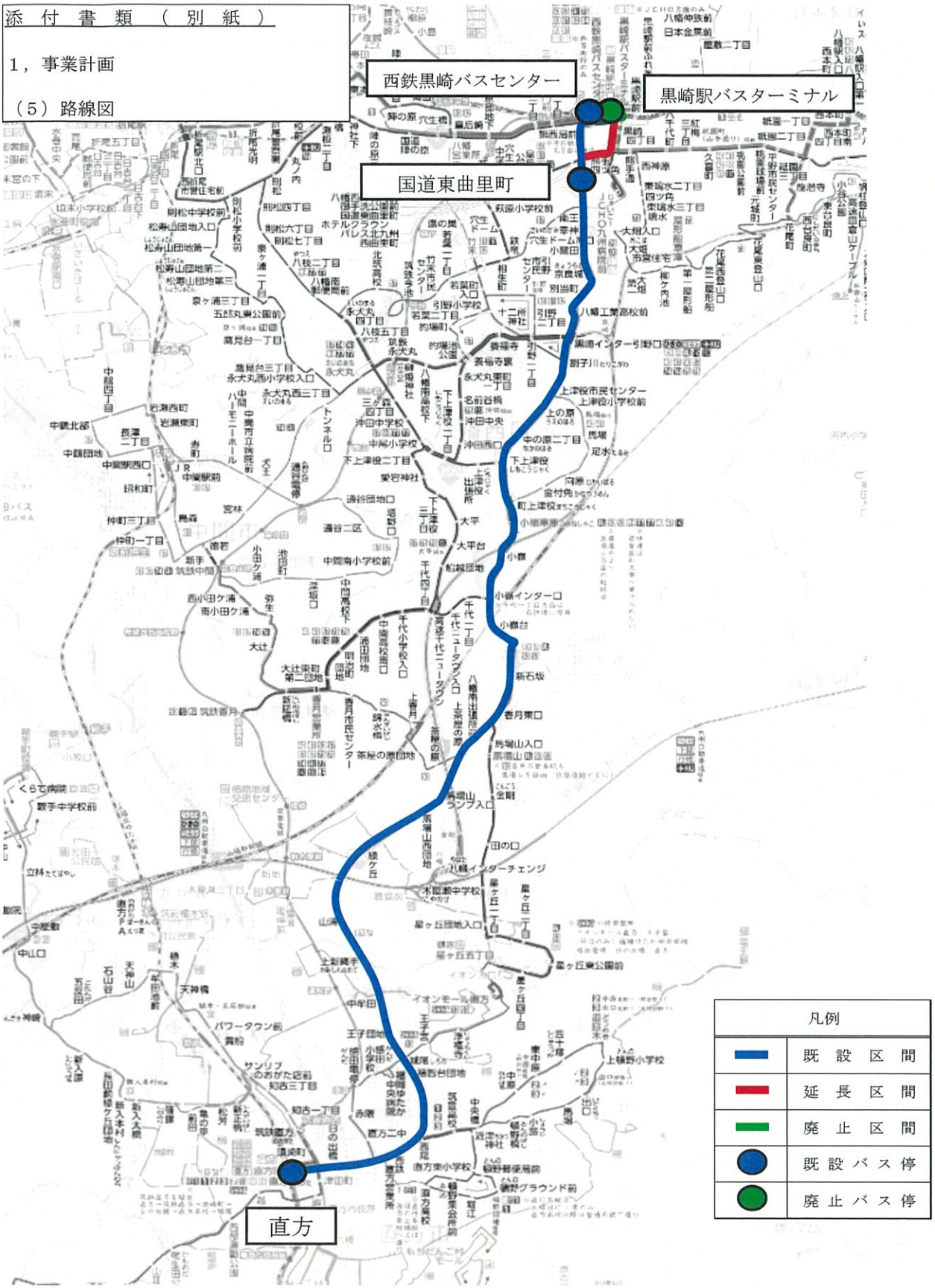
1，事業計画　（4）路線図



添　付　書　類　（　別　紙　）

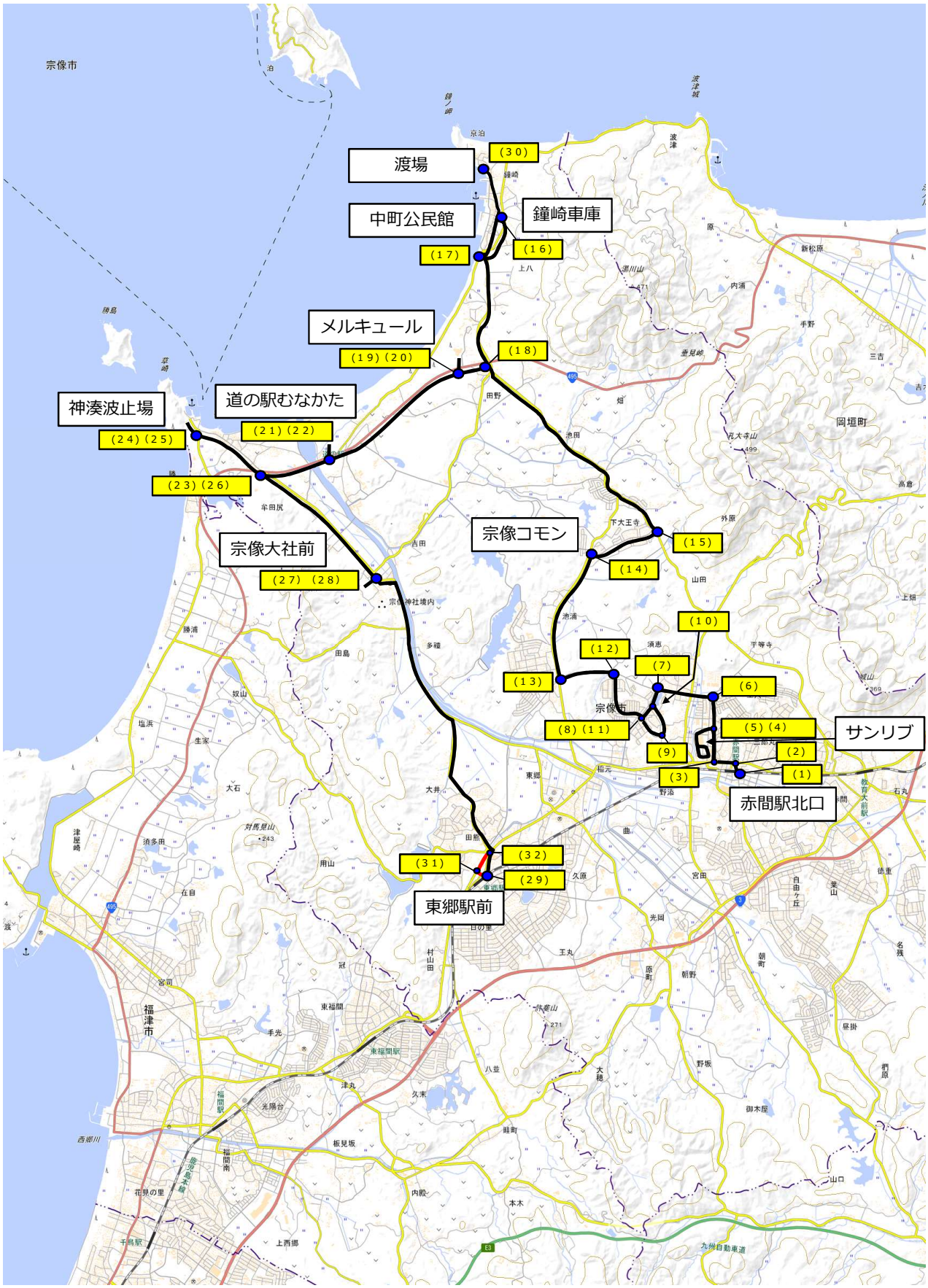
1，事業計画

（5）路線図



路線図および区間図（玄海線BRT）

協議事項2 ≪参考資料①≫



#

2. 定量的な目標・効果
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載系統番号	23		
運行事業者名	西鉄バス筑豊(株)		
系統名	直方～鞍手～遠賀線		
運行区間	（起点）	（経由地）	（終点）
	直方	五反田・鞍手車庫	遠賀川駅

取組内容

① 生産性向上に資する取組
（1） 沿線学校や企業への通勤・通学、病院への通院利用者に対して利用の呼びかけを行うことで、利用者の増を図る。
（2） 地域住民との意見交換や各種イベントなどで公共交通利用への意識醸成を図る。
（3） 出前講座における路線バスのPR
（4） こども50円バスを定期的に実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
（5） 令和8年10月1日にダイヤ改正を実施し、補助金の活用度向上および輸送の効率化を図る。

② 実施主体
（1） 西鉄バス筑豊、直方市、鞍手町、遠賀町
（2） 西鉄バス筑豊、直方市
（3） 西鉄バス筑豊　遠賀町
（4） 西鉄バス筑豊
（5） 西鉄バス筑豊

③ 定量的な効果目標
【収支率】令和7年度実績27.54%から収支改善1.0%以上を目標とする。
【輸送人員】令和7年度実績108,564人（R72系統実績を合算：五反田70,792人+新入37,772人）以上を維持する。

④ 実施に向けたスケジュール
（1）令和8年10月～令和9年9月で適宜実施。
（2）（3）関係自治体のイベントスケジュールに合わせ調整を行い可能な限り実施。
（4）土曜・日曜・祝日 ＋ 長期休暇期間（春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み）
（5）令和8年10月に実施。

⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由
直方市、鞍手町、遠賀町を結ぶ本路線は、JR筑豊本線直方駅とJR鹿児島本線遠賀川駅に接続し、沿線に他の鉄道駅がないことから、通学、通勤、通院、買い物などの利便性が高く、住民の日常生活に必要不可欠な交通手段となっているため、今後とも幹線系統として維持する必要がある。

【参考】R8年度計画の取組状況
（1）沿線学校や企業への通勤・通学、病院への通院利用者に対して利用の呼びかけを行うことで、利用者の増を図る。
取組実施状況：B、D
【取組の結果】・路線バス利用促進事業を市内全小学生を対象に小学校へ配布。
・市が発行する介護予防冊子に路線バス情報を記載。
・広報誌にて「公共交通の現状」など公共交通の現状や利用促進について啓蒙を行う。
【取組内容における課題】地域住民へバス利用を促していくためにも、継続して呼びかけていくことが重要である

（2）地域住民との意見交換や各種イベントなどで公共交通利用への意識醸成を図る。
取組実施状況：D
【取組の結果】地域住民との協議の場や高齢者が集う場にて公共交通の利用促進に向け啓発。
【取組内容における課題】地域住民へバス利用を促していくためにも、継続して呼びかけていくことが重要である

（3）出前講座における路線バスのPR
取組実施状況：C
【取組の結果】各所から要望に応じて出前講座を行う。
【取組内容における課題】地域住民へバス利用を促していくためにも、継続して呼びかけていくことが重要である

（4）こども50円バスを定期的に実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
取組実施状況：B
【取組の結果】スケジュール通り実施中。
【取組内容における課題】継続的な呼びかけを行う必要がある。

（5）収支改善策として、令和7年10月1日に運賃改定を行い、路線収益の増加を図る。
取組実施状況：A
【取組の結果】スケジュール通り実施
【取組内容における課題】運賃改定後の需要減少と顧客満足確保が課題であるため、利用促進とサービス向上に務める。

（6）令和7年10月1日にダイヤ改正を実施し、輸送の効率化を図る。
取組実施状況：A
【取組の結果】スケジュール通り実施
【取組内容における課題】減便による利便性低下と需要減少が見込まれるため、継続的な利用促進と運行の最適化が必要。

【別紙】

2. 定量的な目標・効果
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載 系統番号	30		
運行事業者名	西鉄バス筑豊(株)		
系統名	直方～黒崎線		
運行区間	（起点）	（経由地）	（終点）
	直方	引野口	黒崎

取組内容

① 生産性向上に資する取組
（1） 市民を対象とした出前講演等において、公共交通の維持の重要性等を説明し、公共交通の利用促進を図る。
（2） こども50円バスを定期的に実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
（3） 沿線学校の小学生などに対して利用の呼びかけを行うことで、利用者の増を図る。
（4） 地域住民との意見交換や各種イベントなどで公共交通利用への意識醸成を図る。
（5） 令和8年10月1日に、改善基準対応のためダイヤ改正を実施。

② 実施主体
（1） 西鉄バス筑豊、直方市、北九州市
（2） 西鉄バス筑豊
（3）（4） 西鉄バス筑豊、直方市
（5） 西鉄バス筑豊

③ 定量的な効果目標
【収支率】令和7年度実績収支率65.08%から収支改善1.0%以上を目標とする。
【輸送人員】令和7年度実績155,134人を維持する。

④ 実施に向けたスケジュール
（1）（3） 令和8年10月～令和9年9月で適宜実施。
（2） 土曜・日曜・祝日 ＋ 長期休暇期間（春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み）
（4） 関係自治体のイベントスケジュールに合わせ調整を行い可能な限り実施。
（5） 令和8年10月に実施。

⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由
当該路線については，直方市と北九州市の2市の地域間を結ぶ路線として運行しており，当該路線はJR筑豊本線直方駅とJR鹿児島本線黒崎駅を結ぶ幹線系統である。当該路線は朝、夕は通勤利用による直方駅、黒崎駅輸送、昼間は高齢者を中心とした買い物等利用の需要、また北九州方面から筑豊高校への学生利用もあり、必要不可欠な交通手段となっているため、幹線として維持することが妥当である。

【参考】R8年度計画の取組状況
（1）市民を対象とした出前講演等において、公共交通の維持の重要性等を説明し、公共交通の利用促進を図る。
取組実施状況：B、D
【取組の結果】
・市民を対象とした出前講演等において、公共交通の維持の重要性等を説明し、公共交通の利用促進を図った。（北九州市）
地域住民との協議の場や高齢者が集う場にて公共交通の利用促進に向け啓発を行う。（直方市）
【取組内容における課題】
・新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減もあるが、継続的な呼びかけを行っていく必要がある。（北九州市）

（2）こども50円バスを定期的に実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
取組実施状況：B
【取組の結果】スケジュール通り実施中。
【取組内容における課題】継続的な呼びかけを行う必要がある。

（3）沿線学校の小学生などに対して利用の呼びかけを行うことで、利用者の増を図る。
取組実施状況：B、D
【取組の結果】・路線バス利用促進事業を市内全小学生を対象に小学校へ配布。
・市が発行する介護予防冊子に路線バス情報を記載。
・広報誌にて「公共交通の現状」など公共交通の現状や利用促進について啓蒙を行う。
【取組内容における課題】
・地域住民へバス利用を促していくためにも、継続して呼びかけていくことが重要である

（4）地域住民との意見交換や各種イベントなどで公共交通利用への意識醸成を図る。
取組実施状況：D
【取組の結果】地域住民との協議の場や高齢者が集う場にて公共交通の利用促進に向け啓発。
【取組内容における課題】
地域住民へバス利用を促していくためにも、継続して呼びかけていくことが重要である。

（5）収支改善策として、令和7年10月1日に運賃改定を行い、路線収益の増加を図る。
取組実施状況：A
【取組の結果】スケジュール通り実施
【取組内容における課題】運賃改定後の需要減少と顧客満足確保が課題であるため、利用促進とサービス向上に務める。

【別紙】

2．定量的な目標・効果 9．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載 系統番号	58		
運行事業者名	みなとタクシー株式会社		
系統名	G01系統		
運行区間	（起点）	（経由地）	（終点）
	赤間駅北口	神湊波止場、宗像大社	東郷駅前

取組内容
①　生産性向上に資する取組 **(1) 市内外に対し、利用の呼びかけ・案内（パンフレット配布や各市内施設での発信）を行い、利用促進を図る。** **(2)ふれあいバスカード（市内在住70歳以上）及び学生等への割引のPRを行い、バスを知るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。** **(3)バスロケーションシステム及び交通系ICカード利用等の情報発信を行い、利便性の周知を図る。** **② 実施主体** **みなとタクシー株式会社、宗像市** **③ 定量的な効果目標** **【収支率】R8年度収支率予定値 13.2%** **【輸送人員】年間利用想定 25,878人以上を獲得** **④ 実施に向けたスケジュール** **(1)広報及びホームページ発信での周知** **(2)各施設におけるパンフレット等案内を実施** **⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由** **本路線は、宗像市の神湊と東郷駅の間を運行し、沿線住民の日常生活に必要不可欠な交通手段となっているため、今後とも幹線系統として維持する必要がある。また、本線沿線沿いは、宗像市内での主要な文化及び観光施設等もあり、幹線維持の重要性が高い。**
【参考】Ｒ８年度計画の取組状況 （１） 取組実施状況： 【取組の結果】 【取組内容における課題】 （２） 取組実施状況： 【取組の結果】 【取組内容における課題】 （３） 取組実施状況： 【取組の結果】 【取組内容における課題】